

「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱い について」の一部改正について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に使用する医薬品の効能・効果が追加されたことに伴い、「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」（平成 12 年 10 月 31 日保険発第 180 号）の一部改正が下記のとおり行われましたので、ご案内いたします。

宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

敬具

記

改 訂 期 日

平成 25 年 2 月 21 日（木）より

改 訂 内 容

▼ 主要な改定ポイント

ヘリコバクター・ピロリ感染症に係る検査について、従来からの胃潰瘍又は十二指腸潰瘍などに加え、胃炎患者について算定することが出来る。

※ 詳細につきましては、裏面をご参照下さい。

保健科学グループ



株式
会社 保健科学研究所

本 社／ 横浜市保土ヶ谷区神戸町 106 TEL 045-333-1661
仙台支社／ 仙台市宮城野区扇町 1-3-5 TEL 022-236-9345
中部支社／ 名古屋市西区則武新町 2-20-17 TEL 052-582-3201
大阪支社／ 豊中市原田中 1-2-3 TEL 06-6843-5622
福岡支社／ 福岡市博多区山王 2-14-34 TEL 092-452-0851

い か が く 組 織 科 学 研 究 所
遠 州 予 防 医 学 研 究 所 新 潟 臨 床 検 査 セ ン タ ー
小 田 原 衛 検 日 本 厚 生 団 衛 生 科 学 研 究 所
カ ス タ ム メ デ ィ カ ル 研 究 所 日 本 ノ ー パ メ デ ィ カ ル 研 究 所
相 模 医 研 保 健 科 学 東 日 本
湘 南 医 化 学 検 査 セ ン タ ー

○「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」

(平成12年10月31日保険発第180号)の改訂内容(下線部分が追加、変更部分となります)

1 対象患者

ヘリコバクター・ピロリ感染症に係る検査については、以下に掲げる患者のうち、ヘリコバクター・ピロリ感染が疑われる患者に限り算定できる。

- ①内視鏡検査又は造影検査において胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の確定診断がなされた患者
- ②胃 MALT リンパ腫の患者
- ③特発性血小板減少性紫斑病の患者
- ④早期胃癌に対する内視鏡的治療後の患者
- ⑤内視鏡検査において胃炎の確定診断がなされた患者

2～6 (省略)

7 診療報酬明細書への記載について

- (1) 1の対象患者①及び⑤において、内視鏡検査等で確定診断した際の所見・結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- (2) 1の対象患者①及び⑤において、健康診断として内視鏡検査を行った場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその旨を記載すること。
- (3) 2の除菌前感染診断及び5の除菌後感染診断において、検査の結果ヘリコバクター・ピロリ陰性となった患者に対し再度検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に各々の検査法及び検査結果について記載すること。
- (4) 5の除菌後感染診断を算定する場合には、診療報酬明細書の摘要欄に除菌終了年月日を記載すること。
- (5) 6(1)の静菌作用を有する薬剤を投与していた患者に対し、2の除菌前感染診断及び5の除菌後感染診断を実施する場合は、診療報酬明細書の摘要欄に当該静菌作用を有する薬剤投与中止又は終了年月日を記載すること。
- (6) 6(2)により抗体測定を実施した場合は、除菌前並びに除菌後の抗体測定実施年月日及び測定結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

8 (省略)